

猪名川町地域公共交通会議傍聴規程

平成 2 2 年 4 月 1 日
猪名川町地域公共交通会議規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、猪名川町地域公共交通会議設置要綱（平成 2 2 年要綱第 1 5 号）第 5 条の規定に基づき、猪名川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第 2 条 傍聴人とは、交通会議の許可を得て、交通会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員等)

第 3 条 傍聴人の定員は、その都度会長が決め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の申出等)

第 4 条 傍聴を希望する者は、所定の場所で傍聴人申出書に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、抽選により決定する。

(傍聴席)

第 5 条 傍聴席は、会長がこれを指定することができる。

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第 1 号から第 4 号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、交通会議を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 交通会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合はこの限りでない。

- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (7) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (8) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (9) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第10条 報道関係者は、第3条及び第4条の規定に関わらず、公開の交通会議を傍聴することができる。

2 第5条から第9条までの規定は、報道関係者が公開の交通会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(写真撮影、録画等の許可)

第11条 第7条第6号ただし書きの規定により、会長の許可を得ようとする者は許可願を会長に提出しなければならない。

(準用)

第12条 この規程は、部会について準用する。この場合において規程中、「交通会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し、必要な事項は会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。